

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

— 殿

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の
一部訂正に伴う差し替えについて

令和7年6月12日付けで、地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長、及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長宛てに発出した「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について（保医発0612第1号）」について、下記のとおり訂正がございました。つきましては、別紙のとおり、訂正後の通知をお送りいたしますので、差し替えをお願いします。

記

箇所	正	誤
[別添1] 別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品の品名「リバルエンLAパッチ25.92mg」及び「リバルエンLAパッチ51.84mg」のメーカー名	東和薬品	リバスチグミン
[別添2] 別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」の品名「エクメット配合錠HD」の薬価	46.50	47.20
[別添2] 別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」の品名「エクメット配合錠LD」の薬価	47.20	46.50

保医発 0612 第 1 号
令和 7 年 6 月 12 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が令和7年厚生労働省告示第179号及び令和7年厚生労働省告示第180号をもって改正され、令和7年6月13日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬 9 品目、注射薬 15 品目、外用薬 3 品目及び歯科用薬剤 1 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2） （1）の品目のうち、照射洗浄血小板HLA-LRBS「日赤」、照射洗浄血小板-LRBS「日赤」 照射濃厚血小板HLA-LRBS「日赤」及び照射濃厚血小板-LRBS「日赤」については、輸血後細菌感染症を防止するため、新たに細菌スクリーニングを導入して製造した血小板製剤であることから、それぞれ既収載品と区別する

ため、別銘柄収載としたこと。

- (3) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬 9 品目及び注射薬 1 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

- (4) (1)及び(3)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 9 3 7	3, 4 8 4	1, 9 8 0	2 8	1 2, 4 2 9

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 医薬品医療機器等法の規定に基づき製造販売承認され、新たに使用医薬品への収載希望があった手技料に包括される医薬品（外用薬 2 品目）について、掲示事項等告示の別表第 3 に収載したものであること。

- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第 3 に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	4	9	3 3	4 6

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) 照射洗浄血小板HLA－LRBS「日赤」及び照射洗浄血小板－LRBS「日赤」洗浄血小板製剤の使用適正化については、「血液製剤の使用指針」の一部改正について（平成 28 年 6 月 14 日付け薬生発 0614 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）により通知されているところであるので、使用に当たっては十分に留意すること。なお、同通知において、「洗浄血小板製剤については、輸血による副作用を防止するという目的に鑑み当該製剤の使用が望ましい状態にある患者に対して適切に投与されるよう、その使用については改正内容を踏まえ、必要と考えられる場合に限ること」とされていることから、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定できるものであり、本製剤の使用が必要と判断した理由を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

- (2) 照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」及び照射濃厚血小板－LRBS「日赤」
本製剤により輸血を行う場合には、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）の別表の「Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格」の「140 輸血用血液フィルター（微小凝集塊除去用）」及び「142 輸血用血液フィルター（血小板製剤用白血球除去用）」は別に算定できないものであること。
- (3) 「薬価基準等の一部改正について」（平成9年6月20日付け保険発第82号）の記のⅡの2を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成21年11月13日付け保医発1113第1号）の記の2の（3）及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和3年12月9日付け保医発1209第1号）の記の3の（3）を削除する。
- 2 フロモックス錠75mg、フロモックス錠100mg、フロモックス小児用細粒100mg及び後発医薬品のセフカペン ピボキシル塩酸塩水和物製剤の保険適用上の取扱い
本製剤の重要な基本的注意に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
- (4) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成17年6月10日付け保医発第0610001号）の記の2の（2）中「グリベック錠100mg」を「グリベック錠100mg及び後発医薬品のイマチニブメシル酸塩製剤」に改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成25年12月13日付け保医発1213第6号）の記の2の（3）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成26年6月20日付け保医発0620第1号）の記の3の（2）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成26年12月11日付け保医発1211第1号）の記の3の（2）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成27年6月18日付け保医発0618第2号）の記の3の（2）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成27年12月10日付け保医発1210第1号）の記の3の（5）及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成28年6月16日付け保医発0616第1号）の記の3の（4）を削除する。
- (5) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成29年8月29日付け保医発0829第8号）の記の3の（1）中「カナリア配合錠」を「カナリア配合錠及び同配合OD錠」に改める。
- (6) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成27年11月25日付け保医発1125第1号）の記の4の（1）中「エクメット配合錠LD及び同HD」を「エク

メット配合錠 LD、同配合錠 HD 及び後発医薬品のビルダグリプチン／メトホルミン塩酸塩配合剤」に改める。

4 関係通知等の一部改正について

(1) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 7 年 3 月 7 日付け保医発 0307 第 2 号）を以下のとおり改正する。

① 別紙 1 に別添 1 に掲げる医薬品を、別紙 3 に別添 2 に掲げる医薬品を加え、令和 7 年 6 月 13 日から適用すること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和7年6月13日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	4291011F1222	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠	イマチニブ錠1 0 0 m g 「タカタ」	高田製薬	245. 20
内用薬	3929007F1053	酢酸亜鉛水和物	2 5 m g 1 錠	酢酸亜鉛錠2 5 m g 「ケミファ」	富士化学工業	88. 60
内用薬	3929007F2050	酢酸亜鉛水和物	5 0 m g 1 錠	酢酸亜鉛錠5 0 m g 「ケミファ」	富士化学工業	137. 70
内用薬	3969104F2033	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠HD 「トーワ」	東和薬品	23. 30
内用薬	3969104F2041	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠HD 「日新」	日新製薬（山形）	23. 30
内用薬	3969104F1037	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠LD 「トーワ」	東和薬品	23. 60
内用薬	3969104F1045	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠LD 「日新」	日新製薬（山形）	23. 60
内用薬	4291024M2071	レナリドミド	2． 5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル2． 5 m g 「F N K」	藤本製薬	2, 996. 70
内用薬	4291024M1075	レナリドミド	5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル5 m g 「F N K」	藤本製薬	3, 648. 20
注射薬	2171403G1040	ニトログリセリン	2 5 m g 5 0 m L 1 筒	ニトログリセリン静注2 5 m g ／ 5 0 m L R F I D シリンジ「テルモ」	テルモ	1, 208. 00
注射薬	4291412D1091	ボルテゾミブ	3 m g 1 瓶	ボルテゾミブ注射用3 m g 「タカタ」	高田製薬	24, 869. 00
外用薬	6290702Q1037	エフィナコナゾール	1 0 % 1 g	エフィナコナゾール爪外用液1 0 % 「科研」	科研ファルマ	676. 30
外用薬	1319822Q1048	タフルプロスト・チモロールマレイン酸塩	1 m L	タフチモ配合点眼液「日点」	ロートニッテン	343. 50
外用薬	1190700S5024	リバスチグミン	2 5． 9 2 m g 1 枚	リバルエンLAパッチ2 5． 9 2 m g	東和薬品	215. 30
外用薬	1190700S6020	リバスチグミン	5 1． 8 4 m g 1 枚	リバルエンLAパッチ5 1． 8 4 m g	東和薬品	329. 00
外用薬	2612701Q6031	ポビドンヨード	1 0 % 2 5 m L 1 管	ポビドンヨード液1 0 %消毒用カートリッジ「オーツカ」 2 5 m L	大塚製薬工場	16. 80
歯科用 薬剤	2710806U3024	リドカイン塩酸塩・アドレナリン	1 m L 1 管	エピリド配合注歯科用カートリッジ 1． 0 m L	ニプロ	63. 50

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和7年6月13日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	3969104F2025	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1錠	エクメット配合錠HD	ノバルティス ファーマ	46.50
内用薬	3969104F1029	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1錠	エクメット配合錠LD	ノバルティス ファーマ	47.20
外用薬	6290702Q1029	エフィナコナゾール	10%1g	クレナフィン爪外用液10%	科研製薬	1,396.80

(参考1)

薬価基準告示

N o		薬価基準名		成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	イマチニブ錠100mg「タカタ」		イマチニブメシル酸塩	100mg 1 錠	245. 20
2	内用薬	カナリア配合OD錠		テネリグリブチン臭化水素酸塩水和物・カナグリフロジン水和物	1 錠	208. 50
3	内用薬	酢酸亜鉛錠25mg「ケミファ」		酢酸亜鉛水和物	25mg 1 錠	88. 60
4	内用薬	酢酸亜鉛錠50mg「ケミファ」		酢酸亜鉛水和物	50mg 1 錠	137. 70
5	内用薬	局	セフカペン ピボキシル塩酸塩細粒小児用10%「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1 g	110. 60
6	内用薬	局	セフカペン ピボキシル塩酸塩小児用細粒10%「SW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1 g	110. 60
7	内用薬	局	セフカペン ピボキシル塩酸塩錠75mg「SW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	75mg 1 錠	36. 30
8	内用薬	局	セフカペン ピボキシル塩酸塩錠75mg「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	75mg 1 錠	36. 30
9	内用薬	局	セフカペン ピボキシル塩酸塩錠100mg「SW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1 錠	41. 10
10	内用薬	局	セフカペン ピボキシル塩酸塩錠100mg「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1 錠	41. 10
11	内用薬	局	セフジトレン ピボキシル小児用細粒10%「SW」	セフジトレン ピボキシル	100mg 1 g	128. 50
12	内用薬	局	セフジトレン ピボキシル錠100mg「SW」	セフジトレン ピボキシル	100mg 1 錠	56. 60
13	内用薬	メホビル配合錠HD「トーワ」		ビルダグリブチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	23. 30
14	内用薬	メホビル配合錠HD「日新」		ビルダグリブチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	23. 30
15	内用薬	メホビル配合錠LD「トーワ」		ビルダグリブチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	23. 60
16	内用薬	メホビル配合錠LD「日新」		ビルダグリブチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	23. 60
17	内用薬	レナリドミドカプセル2. 5mg「FNK」		レナリドミド	2. 5mg 1 カプセル	2, 996. 70
18	内用薬	レナリドミドカプセル5 mg「FNK」		レナリドミド	5 mg 1 カプセル	3, 648. 20
19	注射薬	カーボスター透析剤・P		人工透析液	2 瓶 1 組	1, 908
20	注射薬	照射洗浄血小板HLA－LRBS「日赤」		人血小板濃厚液HLA	10単位約200mL 1 袋	103, 259
21	注射薬	照射洗浄血小板－LRBS「日赤」		人血小板濃厚液	10単位約200mL 1 袋	86, 859
22	注射薬	照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」		人血小板濃厚液HLA	5 単位約100mL 1 袋	51, 629
23	注射薬	照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」		人血小板濃厚液HLA	10単位約200mL 1 袋	103, 259
24	注射薬	照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」		人血小板濃厚液HLA	15単位約250mL 1 袋	154, 547
25	注射薬	照射濃厚血小板HLA－LRBS「日赤」		人血小板濃厚液HLA	20単位約250mL 1 袋	206, 052
26	注射薬	照射濃厚血小板－LRBS「日赤」		人血小板濃厚液	5 単位約100mL 1 袋	43, 596
27	注射薬	照射濃厚血小板－LRBS「日赤」		人血小板濃厚液	10単位約200mL 1 袋	86, 859
28	注射薬	照射濃厚血小板－LRBS「日赤」		人血小板濃厚液	15単位約250mL 1 袋	130, 277
29	注射薬	照射濃厚血小板－LRBS「日赤」		人血小板濃厚液	20単位約250mL 1 袋	173, 701
30	注射薬	注射用GHRP 科研100		ブラルモレリン塩酸塩	100 μ g 1 瓶	6, 242
31	注射薬	ニトログリセリン静注25mg／50mL R F I Dシリンジ「テルモ」		ニトログリセリン	25mg50mL 1 筒	1, 208
32	注射薬	プラリアH I 皮下注60mgシリンジ0. 5mL		デノスマブ（遺伝子組換え）	60mg0. 5mL 1 筒	24, 939
33	注射薬	ボルテゾミブ注射用 3 mg「タカタ」		ボルテゾミブ	3 mg 1 瓶	24, 869
34	注射薬	レギュニール	LC a 4. 25腹膜透析液	腹膜透析液	2 L 1 袋（排液用バッグ付）	1, 989
35	外用薬	エフィナコナゾール爪外用液10%「科研」		エフィナコナゾール	10% 1 g	676. 30
36	外用薬	タフチモ配合点眼液「日点」		タフルプロスト・チモロールマレイン酸塩	1 mL	343. 50
37	外用薬	ポビドンヨード液10%消毒用カートリッジ「オーツカ」 25mL		ポビドンヨード	10%25mL 1 管	16. 80
38	歯科用薬剤	エビリド配合注歯科用カートリッジ1. 0mL		リドカイン塩酸塩・アドレナリン	1 mL 1 管	63. 50

揭示事項等告示新規収載品目

別表第 3

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
1	外用薬	オラネジン液1.5%OR消毒用カートリッジ25mL	オラネキシジングルコン酸塩	1.5%25mL 1 管
2	外用薬	オラネジン液1.5%消毒用カートリッジ25mL	オラネキシジングルコン酸塩	1.5%25mL 1 管

(参考：新旧対照表)

◎「薬価基準等の一部改正について」(平成9年6月20日付け保険発第82号)の記のⅡの2

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 2 <u>フロモックス錠 75mg、フロモックス錠 100mg、フロモックス小児用細粒 100mg 及び後発医薬品のセフカペン ピボキシル塩酸塩水和物製剤</u>の保険適用上の取扱い 本製剤の<u>重要な基本的注意</u>に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 2 <u>フロモックス錠七五 mg、フロモックス錠一〇〇mg 及びフロモックス小児用細粒一〇〇mg</u>の保険適用上の取扱い 本製剤の<u>使用上の注意</u>に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 21 年 11 月 13 日付け保医発 1113 第 1 号）の記の 2 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(3) セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用 10%「J G」、セフカ</u> <u>ペンピボキシル塩酸塩細粒小児用 10%「CH」、セフカペンピボ</u> <u>キシル塩酸塩細粒小児用 10%「トーワ」、セフカペンピボキシル</u> <u>塩酸塩細粒小児用 10%「マイラン」、セフカペンピボキシル塩酸塩</u> <u>細粒小児用 10%「YD」、セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児</u> <u>用 100 mg「TCK」、セフカペンピボキシル塩酸塩細粒 10%小児</u> <u>用「日医工」、セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒 10%「サ</u> <u>ワイ」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「CH」、セフカペ</u> <u>ンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「TCK」、セフカペンピボキシル塩酸</u> <u>塩錠 75 mg「トーワ」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「日医</u> <u>工」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「マイラン」、セフカペ</u> <u>ンピボキシル塩酸塩錠 75 mg「YD」、セフカペンピボキシル塩酸</u> <u>塩錠 100 mg「CH」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100 mg「TC</u> <u>K」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100 mg「トーワ」、セフカペ</u> <u>ンピボキシル塩酸塩錠 100 mg「日医工」、セフカペンピボキシル塩</u> <u>酸塩錠 100 mg「マイラン」、セフカペンピボキシル塩酸塩錠 100 mg</u> <u>「YD」</u> <u>本製剤の使用上の注意に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の</u> <u>発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必</u> <u>要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているの</u> <u>で、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和３年１２月９日付け保医発１２０９第１号）の記の３の（３）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(３) セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒 10% 「SW」、同錠 75mg 「SW」 及び同錠 100mg 「SW」</u> <u>本剤の使用上の注意に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 17 年 6 月 10 日付け保医発第 0610001 号）の記の 2 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) グリベック錠 100mg <u>及び後発医薬品のイマチニブメシル酸塩製</u> <u>剤</u> (略)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) グリベック錠 100mg (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 6 号）の記の 2 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(3) イマチニブ錠 100mg 「EE」、同「NK」、同「KN」及び同「ヤクルト」</u> <u>本剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 26 年 6 月 20 日付け保医発 0620 第 1 号）の記の 3 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) <u>イマチニブ錠 100mg「NSKK」、同「DSEP」、同「ニプロ」及び同「明治」並びにイマチニブ錠 200mg「ニプロ」及び同「明治」</u> <u>本製剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 26 年 12 月 11 日付け保医発 1211 第 1 号）の記の 3 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(2) イマチニブ錠 100mg「サワイ」、同「オーハラ」及び同「ケミファ」</u> <u>並びにイマチニブ錠 200mg「ヤクルト」</u> <u>本剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 6 月 18 日付け保医発 0618 第 2 号）の記の 3 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) <u>イマチニブ錠 100mg「JG」、同「TCK」、同「トーフ」、同「日医工」及び同「ファイザー」並びにイマチニブ錠 200mg「トーフ」及び同「日医工」</u> <u>本剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第 1 号）の記の 3 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(5) イマチニブ錠 200mg「サワイ」</u> <u>本製剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 6 月 16 日付け保医発 0616 第 1 号）の記の 3 の（4）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(4) イマチニブ錠 100mg「テバ」</u> <u>本剤の警告に、「本剤の投与は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ投与すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に有効性及び危険性を十分に説明し、同意を得てから投与を開始すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 29 年 8 月 29 日付け保医発 0829 第 8 号）の記の 3 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) カナリア配合錠 <u>及び同配合 OD 錠</u> ①～② （略）	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) カナリア配合錠 ①～② （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 11 月 25 日付け保医発 1125 第 1 号）の記の 4 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) <u>エクメット配合錠 LD、同配合錠 HD 及び後発医薬品のビルダグ リプチン／メトホルミン塩酸塩配合剤</u> ①～② （略）	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) エクメット配合錠 LD <u>及び同 HD</u> ①～② （略）